## 包括外部監査結果に基づく措置

(監査実施年度 平成12年度)

第1 倉敷市土地開発公社及びこれに係る倉敷市の財務

調査項目	指 摘 事 項	措置の内容	所管部署
P8 · 9	1) 倉敷市の公共用地の取得	13年度から該当事案が発生	建設局用
1 土地取得に	等に伴う損失補償基準につい	した場合は、検討過程の説明を	地室
関する問題点	て	記載するように関係部署に周知	
(2) 土地等の	倉敷市の補償基準の第23	することにしており, 調整担当	
取得単価決定	条を適用せず第24条を適用	者が起案書の回議時に記載の有	
に関する問題	した過程の説明を起案書等に	無について,確認することとし	
点	記載すべきである。又,建物	ました。	
	の補償額決定の過程について		
	も文書による説明を充実させ		
	る必要がある。		
	2) 物件取得後の有効活用に	該物件の所在する倉敷駅前東	建設局都
	ついて	地区は、市街地再開発事業を計	市開発部
	市街地再開発予定区域内に	画しておりましたが、土地区画	倉敷駅周
	おける先行取得物件の一つの	整理事業に整備手法を変更し、	辺開発事
	起案書には,「駅周辺には,	平成17年5月都市計画決定(	務所
	公的施設がなく当物件は今	区域), 18年9月に事業の認	
	後,集会場,事務所,会議室	可を受け,現在事業を推進して	
	等の施設として十分利用でき	おります。	
	る。」と記載されている。し	平成18年度における当該建	
	かし、現時点では起案書に記	物は、事業推進のための説明会	
	載されているような十分な利	・相談会、また地元町内会等の	
	用はなされていない。また,	集会にも使用しており, 平成1	
	もう一つの市街地再開発予定	9年度以降も同様に使用すると	
	区域内の先行取得物件につい	ともに,土地区画整理審議会委	
	ても同様に,有効活用が十分	員の選挙等にも使用する予定で	
	であるとは言い難い。	す。	
	市街地再開発事業が開始さ	また、もう一つの物件につき	
	れるまでの有効活用を、今一	ましては, 倉敷地区の中心市街	
	度検討すべきである。	地活性化のため「倉敷まちづく	
		りセンター」(通称:ビオス倉	
		敷) として平成18年8月に整	
		備し、現在、まちづくりの拠点	
		施設として活用しております。	

	3) 倉敷市用地取得調整会議		建設局用
	について	し脱漏のないよう十分留意しま	地室
	公共事業の用地取得に係る	す。	701.
	単価調整及び公共事業の用地	7.0	
	取得等に係る補償金額の調整		
	については、倉敷市用地取得		
	調整会議に諮り、その審議・		
	調整を経なければならないと		
	されているが、事務処理上の		
	ミスにより、その手続を欠い		
	ている事例が一件あった。		
	4) 不動産鑑定士の鑑定評価	現在の委託基準には、「鑑定を	建設局用
	の扱い及び選任手続について	依頼するときは、倉敷市内に在住	地室
	不動産鑑定士の選任の際に	している鑑定士又は市内に鑑定	<u> </u>
	とるべき手続について具体的	士事務所を置く者(岡山県鑑定	
	に記述したマニュアルを作成	士婦の別を置く有(岡田朱鰮と   士協会会員)に重点的に依頼し、	
	すべきである。	均衡を取りながら、会員にでき	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	るだけ幅広く業務委託するよう	
		心がける。」と規定されていま	
		すが、これに加え新たに五十音	
		順に依頼することとし、より公	
		平に岡山県鑑定士協会会員に均	
		等に幅広く業務委託します。	
P 9		「消防局・倉敷消防署新合同	総務局財
		庁舎」及び「新倉敷駅南第二土	務部財政
管理・利用)	土地開発公社が所有権を取得し	地区画整理用地の一部」につい	課(倉敷
に関する問題	た土地が「公有用地」であり、	ては、平成12年度に倉敷市へ	市土地開
点	土地開発公社が市に所有権を取	の売却を行い、又、「法伝山古	発公社)
(1) 「公有用	得させたものが「代行用地」と	墳保存活用事業用地」「玉島陶	) LA (L)
地」と「代行	している。	173、293号線・玉島長尾	
用地」の区分	しかし、「公有用地」に区分	1 1 号線」「川城真弓線農道新	
について	されながら市名義の土地となっ	設用地」については、平成12	
	ているものがある。	年度土地開発公社決算において	
		「公有用地」から「代行用地」	
		へ科目振替措置を講じておりま	
		す。	
(3) 長期保有		· -	建設局建
土地について	の補償13,258千円は,事		設計画課
	業が完了しており、倉敷市に売	た。今後は、迅速・適切な事務	
1	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	1 2 7 2 7 7 12 12 12 7 3 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	<u>,                                    </u>

	Les y y y y w	In array to the control of the contr	
	却しなければならないが,その	処理に努めてまいります。	
	手続が失念されている。処理す		
	る必要がある。		
	土地開発公社が取得日より5	平成12年度には公社保有地	建設局土
	年以上保有しているが、事業が	の一部を倉敷市が取得しました	木部土木
	完了していない。	(414.02 m² 72, 55	課
	また、買収予定用地の一部に		1,7,1
	ついて、その土地の地主と小作		
	人が係争中であり、買収ができ	きましては、事業予定地のうち	
	ていない。	1 筆が地主と小作人の係争によ	
		り未買収となっているため、事	
		業が完了しておりません。	
		今後とも事業の早期完了に向	
		けて努力してまいります。	
P10	土地開発公社が先行取得した	当該地は,平成15年3月3	建設局土
2 土地保有(	物件の目的達成後の残地で一部	1日, 倉敷市土地開発公社から	木部街路
管理・利用)	につき適切な措置をしていない	倉敷市が買戻しを行いました。	課
に関する問題	ため、隣地の住民の無許可(無	今後の土地利用については,	R/K
点	賞)使用が確認される。	隣地の住民と調整が難航しまし	
(2) 隣地の住		たが、現在通路として無断使用	
民の無許可利	この土地は、今後倉敷市に買	*	
用	い戻される予定であるので当然	者に貸付けることで同意が得ら   れました。	
	市の管理責任が問題となるもの	また、それ以外の箇所は、当	
	で、早急に是正を計るべきであ	面活用の予定がないため公募に	
	る。		
	西阿知矢柄線代替用地の一部	て売り払いします。	
(3) 長期保有	昭和宮前線のうち148、3	昭和宮前線及び中庄霞橋大谷	建設局建
土地について	84千円は未着工である。	線については、平成15年度から	設計画課
エルロ(こ ノ(・)	中庄霞橋唐船線は未着工であ	倉敷駅前東土地区画整理事業に	
	る。	より公共施設の整備改善と土地	
	<b>ν</b> ο	の高度利用を図り、倉敷の顔と	
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
		してふさわしいまちづくりを行	
		う中で整備を進めて行く予定と	
		しております。この土地区画整	
		理事業は、平成17年5月に都	
		市計画決定(区域決定)され,平	
		成18年9月に事業認可を受け	
		て、現在は用地先行取得を進め	
		ているところです。	
P11	既に行政目的に利用されてい	消防局・倉敷市消防署新合同	総務局財
1 11	Sure 11 see a a Menal III Can Can		小い3万 ハリズ1

3 土地買戻し	るにもかかわらず、土地開発公	庁舎敷地(1,014,075	務部財政
(処分)に関	社と倉敷市の覚書により10年間	   千円) を平成12年度で買い戻	課
する問題点	で倉敷市が分割買戻しをしてい	しました。	
(1) 行政目的	る物件がある。これは、倉敷市		
に利用されて	の財政上の理由によるものと考		
いるにもかか	えられ、土地開発公社所有の土		
わらず買い戻	地を行政目的に利用しており早		
されていない	期に予算計上を検討すべきであ		
物件	る。		
P12~14	1) 損益計算書の区分につい	損益計算書の区分につきまし	総務局財
4 組織(企業	7	ては、平成13年度から一般的	務部財政
体)としての	一般的な区分と異なる区分	な配列区分とし、営業利益を事	課(倉敷
問題点	を採用しているため営業利益	業総利益、営業外利益を経常利	市土地開
(2) 経営実態	の計上がされていない。	益として計上しております。	発公社)
を反映する損	2) 退職給与引当金の未計上	平成18年度より,退職給与引	総務局財
益計算書及び	について	当金相当額を計上することとし	務部財政
貸借対照表の	倉敷市土地開発公社財務規	ました。	課(倉敷
作成について	程第57条によれば、「固定		市土地開
	負債は、公社債、長期借入		発公社)
	金、普通引当金及びその他の		
	固定負債とする。」とあり,		
	別表には普通引当金の内訳と		
	して退職給与引当金が未計上		
	となっている。退職給与引当		
	金は役職員の退職時に支出す		
	る退職給与に充てるための引		
	当金であり、会計上計上を要		
	する負債項目である。現時点		
	で退職給与の支出はないが,		
	役職員の退職時には相当の支		
	出が予定されているので,こ		
	れを退職時の費用とすること		
	なく、その役職員の就労時の		
	費用とすべきものである。		
	3) 借入金の金利について	短期資金及び長期資金借入に	総務局財
	土地開発公社の借入金はす	つきましては、平成12年度よ	務部財政
	べて倉敷市が金融機関に対し	り全額入札による資金調達を実	課(倉敷
	て債務補償をしている。金融	施するなどし、金利の低下に努	市土地開
	機関の信用リスクはゼロであ	めています。	発公社)

るので、さらに現在の市中金		
利を参考に再検討すべきであ		
一 る。		
4) 借入金の決算書上の表示	 平成12年度決算書より「借	総務局財
について	入金の概況」に「長期借入金の	務部財政
	当期減少高には一年以内返済長	課(倉敷
72.70 1 — 21.47.21 1,0.44.72		.,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
程では明文はないが、約定に	期借入金を含む」と明記してお	市土地開
よる長期借入金の一年以内返	ります。	発公社)
済額,公社の意思による1年		
以内繰上弁済予定額は、流動		
負債に「一年以内返済予定長		
期借入金」と表示すべきであ		
る。		
なお、同財務規程別表 勘		
定科目表には、短期借入金と		
は、1年以内に返済すべきも		
のと説明されているので, 長		
期借入金の一年以内返済額も		
含まれる趣旨である。		
5) 借入金の残高証明書につ	平成12年度決算から,借入	総務局財
いて	金残高証明を入手し照合のうえ	務部財政
預金の残高証明書は毎決算	保管しております。	課(倉敷
期金融機関から入手している		市土地開
が,借入金については入手さ		発公社)
れていなかった。今回、監査		
手続上入手を依頼し土地開発		
公社の決算書と照合してその		
一致を確認できた。しかし、		
借入金の性質及び金額上の重		
要性から、本来、毎決算期に		
公社が入手し、借入金の残高		
と照合した後、保管していな		
ければならないと考える。		
17,100 01 2 01 2 772 00		

## (監査実施年度 平成12年度)

第2 普通財産としての遊休土地

調査項目	指 摘 事 項	措置の内容	所管部署
P14・15 2 土地保有( 管理・利用) に関する問題 点 (1) 公有財産 台帳による財 産の管理について	普通財産を保有財産,未利用 財産,貸付財産等に分類して管理する必要があると思われるが,現在では一つの台帳で,分類せずに管理している。 又,財産管理上,金額管理の必要性がなかったが,近い将来は,貸借対照表の作成が必要となると思われるので,現行の公有財産台帳の見直しを行うべき	普通財産の管理については、 平成14年度末までに新しいシ ステムを導入し、未利用財産、 貸付財産等の分類・管理を行い ます。 新しいシステムは金額管理に も対応できるソフトなので、将 来、貸借対照表作成にも対応で きます。	総務局財 務部管財 課
	である。 所在地:児島田の口3310番 2 行政財産になっているものが普通財産として台帳に計上されているもの (道路用地が普通財産として記載されており、所管替えを行うべきである。)	児島支所建設課と編入について協議を行い、平成20年9月8日付けで、行政財産(児島田の口地内道路)に編入しました。	企画財政 局企画財 政部財産 活用課
P15・16 1 土地保有( 管理・利用) に関する問題 点 (1) 公有財産 台帳に登理について	① 行政財産になっているものが普通財産として台帳に計上されているもの	<ul> <li>・ 玉島爪崎836-6の土地については、代替用地として新倉敷駅周辺開発事務所属替えした。</li> <li>・ 児島阿津3丁目1181の土地については、道路用地として児島支所建設課へ編入しました。</li> <li>・ 鳥羽2-13、3-18</li> <li>・ 徳芳28-9の土地につば路門地に石は、道路用地に石は、道路用地に石は、道路用地に石は、道路では、道路の土地にて道路では、道路では、前属替えしました。</li> <li>・ 徳芳28-8、110-13の土地につばた。</li> <li>・ 徳芳28-8、110-13の土地に一方に</li> <li>・ 徳芳28-8、110-13の土地に一方に</li> <li>・ 徳芳28-8、110-13の土地に一方に</li> </ul>	総務局財
	② 既に売払い処分されている	<ul><li>鳥羽2-12, 2-14,</li></ul>	建設局土

I	が、普通財産として台帳に計	2-15, 3-13, 3-1	木部土木
	上されているもの	4の土地については、売払い	課
	報告洩れのため台帳に市保	の報告手続を行い適切に処置	
	有財産として計上されてい	しました。	
	た。		
	③ 借受財産が、普通財産とし	· 茶屋町185,190-2	建設局財
	て台帳に計上されているも	· 老松町4丁目419-4,	務部管財
	Ø	4 1 9 - 3 3	課
	公有財産ではないのだか	· 青江856-6	
	ら,公有財産台帳から除き,	・ 児島下の町8丁目482-	
	他の借受台帳等により市保有	2	
	財産と明確に区分して管理す	<ul><li>児島小川2丁目3258-</li></ul>	
	べきである。	7	
	なお,茶屋町185,19	· 児島小川3丁目3036	
	0-2は有償借受けのうえ他	・ 徳芳220-3 の借受土	
	に無償で駐車場用地として貸	地については、従来から借受	
	付けているので,地主と駐車	台帳で管理しております。平	
	場使用者が直接賃貸借をし	成13年度以降は,借受財産	
	   て,市は返上すべく交渉中と	を公有財産台帳に登載しない	
	のこと。	ことで、公有財産との区別を	
	_ 0	明確にします。	
		<ul><li>茶屋町185,190-2</li></ul>	
		の借受土地については、12	
		年度末をもって土地所有者へ	
		返還しました。	
P16	│ │ 普通財産となっている代替用	普通財産で管財課以外の所属	総務局財
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	地のうち、所定の手続を経ずし	となっている代替用地について	務部管財
管理・利用)	て管財課以外の所属となってい	は、倉敷市財務規則第221条	課
に関する問題	る。速やかに所定の手続をとり	の規定に基づく手続を経て、各	IVK
に関する问題	2000年紀をこり   11世書課の所属とするか、もしく	所属で管理することとしまし	
	は倉敷市財務規則の規定に従っ	が高く自座することとしよした。	
(3) 音通別度   の所属につい	は眉敷川別傍焼則の焼足に使う     て管財課の所属とすべきであ	/0	
T D17	る。	<b>全斯士八大时支加四千</b> 旦人坦	₹₩3₽ E EL
P17	倉敷市公有財産処理委員会規	倉敷市公有財産処理委員会規	総務局財
1 土地の処分	程第2条第2項にいう「軽微な	程第2条第2項にいう「軽微な	務部管財
に関する問題	もの」の定義がなく、曖昧な点	もの」の定義付けを内規で定	課
点	があり、今後改正を要するので	め、これを適用することとしま	
(1) 売払い処	はないかと思われる。	した。	
分の手続につ			

いて			
P17	土地売払い収入に過年度発生	買受人に対して契約に定める	建設局土
3 土地の処分	の未済額(未収入金) 7, 49	義務を履行されないため, 平成	木部街路
に関する問題	7千円がある。	16年4月19日付けで市有財	課
点		産売買契約解除通知書を通知済	
(2) 土地売払		みです。	
い収入につい		なお,土地売払収入(平成1	
て		4年度以前分)の不納欠損処分	
		につきましては、平成16年5	
		月20日に事務手続を終えてい	
		ます。	